

小規模事業者持続化補助金申請チェックリスト (災害支援枠・令和8年熊本地震)

行政書士 上野徹事務所

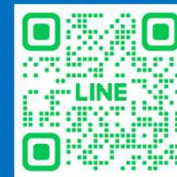
特定行政書士／申請取次行政書士

ファイナンシャルプランナー2級技能士

URL:<https://uenotorulaw.com>

TEL:070-5813-9676

Email:tony39u@gmail.com



1-1. 直接被害用 申請チェックリスト(持続化補助金・災害枠)

① 要件(直接被害)

- 令和8年熊本地震で 事業用資産が損壊
- 市町村発行の 罹災(被災)証明書 がある
- 被災したのが 事業用の建物・設備・什器・備品
- 復旧内容が 原状回復(修理・修繕・建替え)に該当
- 補助対象経費が「復旧＋販路再開」に該当
- 小規模事業者の定義に該当(従業員数5名/20名以下)

1-2. 直接被害用 申請チェックリスト(持続化補助金・災害枠)

② 必要書類(直接被害)

- 罹災(被災)証明書
- 被災状況の写真(全体・近接・破損部)
- 見積書(複数社推奨)
- 補助金申請書(様式1)
- 経営計画書・補助事業計画書(様式2・Excel)
- 支援機関確認書(様式3:商工会／商工会議所)
- 補助金交付申請書(様式4)
- 決算書・確定申告書
- 法人登記簿・事業所の所在が分かる資料
- 保険金・共済金の支払通知書(控除額確認)

1-3. 直接被害用 申請チェックリスト(持続化補助金・災害枠)

③ 申請手順(直接被害)

1. 罹災証明の取得
2. 被災写真の整理
3. 復旧内容の確定(修理・修繕・建替え)
4. 見積取得(複数社)
5. 経営計画書(様式2)作成
6. 商工会・商工会議所で支援機関確認書(様式3)取得
7. 申請書一式を提出(電子申請 or 郵送)
8. 審査・採択・交付決定
9. 工事実施・写真記録
10. 実績報告書提出 → 補助金支払い

1-4. 直接被害用 申請チェックリスト(持続化補助金・災害枠)

④ 注意点(直接被害)

- 罹災証明が必須(被災証明では不可の場合あり)
- 工事契約は 交付決定後 が原則
- 写真不足は不採択リスク大
- 見積1社は減点
- 原状回復から逸脱した改装は対象外
- 保険金控除の計算ミスに注意
- 経営計画書のストーリーが弱いと減点

2-1. 間接被害用 申請チェックリスト(持続化補助金・災害枠)

① 要件(間接被害)

- 令和8年熊本地震の影響で売上が減少
- 売上が 前年同月比20%以上減少
 - ・ 任意の1か月でOK
- 売上減少が「地震の影響」であること
- 売上減少を証明する 公的書類 がある
 - ・ セーフティネット保証4号の認定書
 - ・ 売上台帳・レジデータ
- 小規模事業者の定義に該当(従業員数5名/20名以下)

2-2. 間接被害用 申請チェックリスト(持続化補助金・災害枠)

② 必要書類(間接被害)

□売上減少の証拠

- 売上台帳
- レジデータ
- 請求書

□セーフティネット保証4号の認定書(推奨)

□補助金申請書(様式1)

□経営計画書・補助事業計画書(様式2・Excel)

□支援機関確認書(様式3)

□補助金交付申請書(様式4)

□決算書・確定申告書

□見積書(複数社)

□被災の影響を示す資料(取引停止通知など)

2-3. 間接被害用 申請チェックリスト(持続化補助金・災害枠)

③ 申請手順(間接被害)

1. 売上減少の確認(前年同月比20%以上)
2. 売上台帳・レジデータの整理
3. 保証4号の認定取得(推奨)
4. 販路回復策の検討(EC・広告・改装等)
5. 経営計画書(様式2)作成
6. 商工会・商工会議所で様式3取得
7. 申請書一式を提出(電子申請 or 郵送)
8. 審査・採択・交付決定
9. 補助事業の実施(販路回復)
10. 実績報告 → 補助金支払い

2-4. 間接被害用 申請チェックリスト(持続化補助金・災害枠)

④ 注意点(間接被害)

- 売上減少の証拠が弱いと不採択
- 売上台帳の整合性が重要
- 20%減少の計算ミスに注意
- 間接被害は「販路回復」が中心(設備更新は弱い)
- 経営計画書の「売上回復策」が審査の核心
- 商工会・商工会議所の支援記録が必須
- 事業者自身が考えた計画であることが重要

3. 直接・間接の違い(比較表)

区分	直接被害	間接被害
上限額	200万円	100万円
証拠	罹災証明書	売上20%減の証拠
主な対象	修理・修繕・設備復旧	販路回復・広告・EC
写真	必須	任意(あれば有利)
典型例	建物・設備が壊れた	取引先被災・客減少
審査のポイント	被災の事実	売上回復の実現性